二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県中頭郡嘉手納町字東青名地原	八〇番三	雑種地
沖縄県中頭郡嘉手納町字東青名地原	八〇番四	雑種地
沖縄県中頭郡嘉手納町字東青名地原	八〇番六	雑種地
沖縄県中頭郡嘉手納町字東青名地原	八〇番七	雑種地
沖縄県中頭郡嘉手納町字野国後原	二四八番	畑

三　縦覧場所
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納二九〇番地九
沖縄防衛局

四　縦覧期間
平成二十七年六月二日から同月十六日まで

五　土地所有者及び関係人等の意見提出
土地収用法第四十三条及び土地収用法第四十七条の四第二項の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

平成二十七年六月二日

防衛大臣　中谷　元

中国地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により排水樋門兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、中国地方整備局及び同局太田川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月二日

中国地方整備局長　尾藤　勇

1　河川の名称、河川管理施設の名称及び河川管理施設の位置

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置
太田川水系太田川	天水排水樋門	広島県広島市東区牛田新町四丁目地先

2　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　下水道管理者　広島市長　松井　一實
住所　広島県広島市中区国泰寺町一丁目六番三十四号

3　管理の内容
(1)　樋門施設（本体、扉体、戸当、開閉装置（原動機、減速機、切替装置、配電設備、扉体接続装置を含む。）、樋門の附属施設（管理橋、操作台、防護柵、照明等（局所的な塗装、電気代の支払いを含む。））の維持（点検及び整備）又は修繕
(2)　樋門ゲートの開閉、操作（停電時等において緊急避難的操作を含む。）

4　管理の期間
平成二十七年四月一日から排水樋門の存続する日まで

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置
太田川水系太田川	中島排水樋門	広島県広島市東区戸坂くぬぎ木一丁目地先
太田川水系太田川	友竹川水門	広島県広島市安佐北区口田五丁目地先
太田川水系太田川	新下庄樋門	広島県広島市安佐北区高陽町下深川地先
太田川水系太田川	尾和排水樋門	広島県広島市安佐北区深川三丁目地先
太田川水系根谷川		

法　務

公証人任免

東京法務局所属公証人金子良隆は願により公証人を免ぜられた。

渡邊德昭は公証人に任命され、東京法務局所属公証人金子良隆の後任を命ぜられた。（以上五月二十五日）（法務省）

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、日本赤十字労働組合から、夏季一時金等の要求に関して、平成27年6月4日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成27年6月2日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

茨城県
水戸赤十字病院、日本赤十字社茨城県支部乳児院、古河赤十字病院及び茨城県赤十字血液センター

群馬県
前橋赤十字病院

埼玉県
小川赤十字病院

神奈川県
横浜市立みなと赤十字病院、神奈川県赤十字血液センター及び神奈川県赤十字血液センター横浜事業所

新潟県
長岡赤十字病院

長野県
長野県赤十字血液センター、長野県赤十字血液センター松本出張所及び長野県赤十字血液センター諏訪出張所

岐阜県
岐阜県赤十字病院、高山赤十字病院及び岐阜県赤十字血液センター

静岡県
静岡赤十字病院、静岡県赤十字血液センター及び静岡県赤十字血液センター浜松事業所

三重県
伊勢赤十字病院及び三重県赤十字血液センター

京都府
京都第一赤十字病院及び舞鶴赤十字病院

大阪府
大阪赤十字病院、大阪府赤十字血液センター、近畿ブロック血液センター、大阪府赤十字血液センター北大阪事業所及び大阪赤十字血液センター南大阪事業所

兵庫県
神戸赤十字病院、柏原赤十字病院、姫路赤十字病院及び兵庫県災害医療センター

徳島県
徳島赤十字病院、徳島赤十字ひのみね総合療育センター、徳島県立徳島乳児院及び徳島県赤十字血液センター

愛媛県
松山赤十字病院及び愛媛県赤十字血液センター

福岡県
福岡赤十字病院、福岡県赤十字血液センター及び福岡県赤十字血液センター北九州事業所

長崎県
長崎県赤十字血液センター

熊本県
熊本県赤十字血液センター

宮崎県
宮崎県赤十字血液センター

沖縄県
沖縄県赤十字血液センター

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、KLMオランダ航空会社日本支社労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成27年6月10日以降、同組合の組合員が従事するKLMオランダ航空会社日本支社の全職場（千葉県、東京都、大阪府及び福岡県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成27年6月2日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、ANAウイングス乗員組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成27年6月3日以降、同組合の組合員が従事するANAウイングス株式会社の全職場（北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、石川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成27年6月2日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

公　聴　会

公聴会開催に関する公示

運輸審議会公示第2号

国土交通省設置法第23条の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催することとしましたので、運輸審議会一般規則第31条第1項の規定により公示します。

平成27年6月2日

運輸審議会